

# 「高年齢者・障害者の雇用状況報告」について

厚生労働省では、毎年6月1日現在における高年齢者及び障害者の雇用状況に係る報告をお願いしています。

次に該当する事業主等の方は、令和4年7月15日（金）までに、管轄のハローワークへ報告書をご提出ください。

※できる限り6月30日（木）までにご提出いただけますよう、ご協力をお願いします。

| 報告名           | 報告対象                                          | 根拠法令等                         |
|---------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|
| 高年齢者雇用状況報告    | 企業全体の常用労働者が概ね20人以上の事業主。                       | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律<br>第52条第1項 |
| 障害者雇用状況報告     | 企業全体の常用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が43.5人以上の事業主。 | 障害者の雇用の促進等に関する法律<br>第43条第7項等  |
| 特定身体障害者雇用状況報告 | 特定職種（あん摩マッサージ指圧師）の労働者が5人以上いる事業主。              |                               |

○ 報告対象となる事業所で用紙の送付がない場合は、管轄のハローワークにご連絡ください。

お問い合わせ先

管轄のハローワーク（公共職業安定所）  
または広島労働局職業安定部職業対策課

## 電子申請（e-Gov）について

総務省のe-Gov電子申請システムにより、インターネットを利用した提出も可能です。提出・入力方法については厚生労働省のホームページでご案内しておりますので、ご覧ください。

- ① 厚生労働省のホームページに接続
- ② 「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「雇用」
- ③ 「トピックス」にある「令和4年高年齢者・障害者雇用状況等報告の提出について」をクリック
- ④ 上記ページ内に、e-Govホームページ、高年齢者及び障害者雇用状況報告の各作成方法、電子申請を行うための環境設定を行うページのリンクが貼られています。